

秋田県と東日本高速道路株式会社との包括的連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括的連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携して双方の資源を有効に活用し、観光・文化振興、県産品振興、防災・災害対策、技術連携、環境保全、県民運動等を通じて、地域社会の発展を図るとともに、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアにおける質の高いサービスの提供等を通じて、利用者の利便の向上、利用の拡大を図ることを目的とする。

（共同実施）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、共同で実施することが有効な案件について連携して取組を進める。

2 甲と乙は、前項において取組を進めることで合意をした案件について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

3 甲と乙は、共同で実施した前項の案件について、その成果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成26年3月19日から平成29年3月31日までとする。ただし、この有効期間に関わらず、本協定の有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に3年間有効とし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときには、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月19日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹 敬久

乙 東京都千代田区霞ヶ関三丁目3番2号
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長

廣瀬 博